



Title	日本中世南北朝内乱期における軍事編成の研究
Author(s)	永山, 愛
Citation	大阪大学, 2025, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/101570
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名（永山愛）	
論文題名	日本中世南北朝内乱期における軍事編成の研究
論文内容の要旨	
<p>本論文は、鎌倉幕府の滅亡に始まる内乱状況下において、後醍醐天皇や足利氏などの上部権力がいかに諸勢力を把握し、編成していたのかを、編成される側の動向にも注意を向けつつ、権力が直面した状況への対応という視角により検討したものである。</p> <p>序章「南北朝内乱期における軍事をめぐる研究の現状と本論文の視角」では、まず戦後に進展した室町幕府の機構研究から登場した南北朝期室町幕府の軍事制度研究についてその来歴を確認し、制度史的・政策論的観点から当該期の軍事の問題が取り扱われてきたこと、そのような視角から進められてきた研究における当該期の理解が実態と乖離していることが近年になってようやく指摘されるようになってきたことを述べた。一方で、早くより権力の発給文書の前提に権限を措定する制度史的理解に対する批判がなされ、内乱の影響力や規定性を重視する視角も登場してきたことを確認し、本論文においてもこの視角を継承することを述べた。</p> <p>第一章「鎌倉幕府滅亡時における軍事編成—護良親王令旨の検討を中心に—」では、鎌倉幕府の滅亡という戦争状況下における護良親王令旨の発給のあり方に注目し、倒幕軍の軍事編成の実態に迫った。ここではおおむね護良令旨の三人の奉者ごとに、各文書の発給時における状況を確認し、各戦線に所在した令旨奉者は主として倒幕軍を攻撃する側である幕府軍構成員に令旨を発給していたと思われること、そのような令旨のなかには所領給付を約束する文言を含むものもみられ、それは受給者の要求による場合があると思われること、令旨を受給した軍事勢力は各地の倒幕軍へ派遣されることがあり、倒幕軍を構成する各部隊間における連絡関係も想定できること、など、当時の軍事編成の実態の一端を示した。このような軍事編成のあり方は、南北朝期の戦争を考える際にも前提になると思われる。</p> <p>第二章「元弘・建武内乱期における軍事編成—南北朝内乱最初期の軍勢催促状の検討—」では、鎌倉幕府滅亡時や足利氏の建武政権からの離反時といった、文書を発給する上部権力自体が各地に陣を取りながら一つの軍団として移動しているような流動的な政治情勢下において、いかにして後醍醐天皇綸旨や足利氏の御判御教書といった軍勢催促状が発給されていたのかを、受給者である各軍事勢力の側の動向を手掛りに検討した。結果、上部権力が特定の人物に充てた軍勢催促状を発給したのち、それに応じて文書の受給者が馳せ参じ、着到状を提出する、という通説的理解とは逆に、それまで敵方についていたような人々を含む軍事勢力が上部権力のもとに馳せ参じ、着到に付く（参着者名簿に登録される）ことによって上部権力の側に把握され、軍勢催促状が発給される場合があったこと、当該期のような流動的な政治情勢下においては、そのような発給のあり方こそが一般的であったと思われること、どのような軍勢催促状の発給のあり方の前提には、恩賞申請等において公驗としても機能する軍勢催促状の獲得を目指す軍事勢力の側の動向があったと思われることを述べた。</p> <p>以上のような本論文の前半において得られた当該期の戦争の実態に対する理解を前提として、本論文の後半では従来、権力による政策・戦略として捉えられてきた事象について、戦争状況への対応という視角から、再検討を試みた。</p> <p>第三章「鎌倉幕府滅亡時における没官—「元弘没収地」の位相—」では、現在に至るまで共通理解が得られていない建武政権における朝敵認定とその所領没収のあり方（没官）の具体化を試みるとともに、それが初期室町幕府へいかに継承されたかを検討した。結果、鎌倉幕府滅亡時において、没官は軍事指揮者や現地に権益や実力をもつ勢力に依存してなされていたことを確認したのち、現地の軍事指揮者による朝敵所領の注進によって把握された大量の没官地は、早い段階で後醍醐の周辺へ配分されるとともに、軍事指揮者にも地頭職として一括して充行されていたこと、このような没官地の配分は実際の所職の調査よりも優先して行われており、各地に潜伏していた北条氏勢力への軍事的対応として捉えられること、そのような没官地の配分と同時並行的になされていた当知行地安堵は、建武政権方に馳せ参じた諸勢力を味方として認定し、そのような勢力の所領知行を保証したものと考えられること、南北朝期の史料上に「元弘没収之地」や「元弘収公（之）地」として現れる「元弘没収地」とは、鎌倉幕府滅亡時における朝敵所</p>	

領のことであり、初期室町幕府はそれをめぐる政治的課題とともに「元弘没収地」を建武政権から継承したことなどを述べた。

第四章「南北朝の内乱と軍事編成」では、南北朝期室町幕府を「北朝の軍隊」と捉える近年の公武関係論や、軍事動員対象を武士に限定して捉える南北朝期室町幕府の軍事制度研究に対する疑問から、南北朝内乱期における軍事編成の実態と足利氏による持明院統の推戴の意義を、鎌倉幕府の滅亡に始まる当該期の政治過程とともに検討し、「南北朝」の内乱の特質を捉えることを目指した。鎌倉幕府滅亡時、後醍醐や護良は「朝敵」の追討を命ずる文書を発給しつつ、戦争のなかで「朝敵」所領を配分しながら倒幕を果たした。鎌倉幕府滅亡後、建武政権期に頻発した反乱へも、綸旨による「朝敵」追討という形式によって対応がなされたが、「朝敵」の反乱軍の側も、正当性を主張するために王家構成員（貴種）を推戴する必要があり、建武政権期より皇統の分裂を背景とした軍事活動がなされていたことが窺える。足利氏が建武政権から離反した際にも、足利氏勢力の誅罰を命ずる綸旨が発給されるが、新田義貞誅伐を掲げた足利氏にも各地の「地頭」「御家人」が呼応し始め、足利氏はそのような勢力を編成しながら京都へ進軍するも、建武三年正月末の京都での合戦に敗れて以後、足利氏の志向する動員対象は「名主庄官」「非職輩」に拡大する。同時期に獲得した光嚴院宣は、そのような武家以外の勢力の動員に機能した。足利氏が目指したもののは後醍醐による幕府再興の追認であり、鎌倉期のように両統迭立を実現し、反乱軍から出発した源頼朝と同様に一つの朝廷から公認されることを目指したものと思われるが、後醍醐の出奔により南北朝の分立という前代未聞の異常事態が生じ、建武戦乱期を経て結果的に南北朝内乱の枠組みの継続も確定することになった。室町幕府による持明院統の推戴により、南朝勢力を「朝敵」とする認識も定着しはじめるが、建武政権や南朝と異なり、幕府方の軍事命令文書には「朝敵」の語は用いられていない。それは実態としてこの戦争が、南朝と北朝の戦争ではなく、「宮方」すなわち南朝と、「武士方」「武家方」との戦争であり、基本的に「朝敵」とは「宮方」からみた敵対勢力を指していたことによるものと思われる。観応戦乱期になると、幕府による院宣の施行は確認できなくなる一方で、正平一統時には後村上天皇綸旨を尊氏が伝達し、幕府方勢力は「官軍」のなかに位置づけられるようになる。後光厳擁立後は、局地戦の対応に綸旨が用いられるようになった可能性はあるものの、残存史料上において軍事に関する綸旨はほとんどみられず、初期室町幕府と異なり、南朝本拠地を直接攻撃する際にも発給されたことは確認できない。室町幕府が「北朝の軍隊」としての様式を備えるに至るのは、室町幕府権力を確立し、南北朝合一を成し遂げた義満期であったと思われる。

終章「本論文の成果と課題」では、以上の各章の内容をまとめたうえで、本論文の成果として、第一に軍事勢力の側の動向から軍事関係文書が戦争状況下において果たした機能の一端を解明したこと、第二に戦争状況を踏まえ、当該期の権力の実態に迫ったことをあげ、課題として、本論文において用いた視角・手法を徹底して従来の軍事関係文書論を全面的に再検討することなどをあげた。

論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏名 (永山愛)	
	(職)	氏名
論文審査担当者	主査 大阪大学 教授	伴瀬 明美
	副査 大阪大学 教授	野村 玄
	副査 大阪大学 名誉教授	川合 康
	論文審査の結果の要旨	
	以下、本文別紙	

様式 7 別紙

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 日本中世南北朝内乱期における軍事編成の研究

学位申請者 永山 愛

論文審査担当者

主査 大阪大学教授 伴瀬 明美
副査 大阪大学教授 野村 玄
副査 大阪大学名誉教授 川合 康

【論文内容の要旨】

本論文は、南北朝内乱期の軍事編成について、護良親王令旨や後醍醐天皇綸旨、足利氏の御判御教書などの発給文書の綿密な分析に基づいて、その実態を内乱・戦争状況のもとで具体的に明らかにするとともに、従来は自明視されてきた「南北朝」内乱の枠組みを、歴史的に形成されてきたものとしてとらえ直そうとしたものである。全4章と序章・終章からなり、枚数は約360枚（400字換算）である。

序章「南北朝内乱期における軍事をめぐる研究の現状と本論文の視角」では、従来の南北朝内乱期における軍事制度の研究が、軍事関係文書の数量的分析から職権の有無を論じるような抽象的な制度史的理解に陥りがちであったことを批判したうえで、倒幕勢力や建武政権、室町幕府などが直面していた戦争状態を踏まえ、軍事関係文書の発給・受給が行われた現実的な場に着目して、南北朝内乱期の軍事編成の実態や「南北朝」内乱の特質を考察することを、本論文の目標として設定する。

第一章「鎌倉幕府滅亡時における軍事編成 一護良親王令旨の検討を中心に一」では、四条隆貞を奉者として倒幕を呼びかけた護良親王令旨がすべて、千早城をはじめ畿内の各地で反乱鎮圧のために動員された鎌倉幕府軍のなかで授受されたと考えられることや、護良親王令旨の奉者となる某定恒が赤松氏と行動をともにしながら、赤松陣営で独自に護良親王令旨を発給しており、某定恒が軍忠状に証判をするなど、戦功認定も行っていたことを明らかにした。

第二章「元弘・建武内乱期における軍事編成 一南北朝内乱最初期の軍勢催促状の検討一」では、鎌倉幕府滅亡時に、後醍醐天皇が合戦の忠を遂げるように命じる綸旨を地方の個々の武士宛てに発給することができたのは、後醍醐のもとにすでに参陣していた武士たちに宛てられていたからで、彼らは綸旨を得たのち各地の戦線に配属されたことを明らかにした。また、足利尊氏・直義が発給した御判御教書による軍勢催促状も、後醍醐綸旨と同様に、すでに足利方として参陣していた武士たちに発給されている場合が多く、着到に付いた武士たちが軍勢催促状を必要とした理由は、一族を率いる大義名分を得るために、恩賞申請・所領知行の公験とするためであったと論じた。

第三章「鎌倉幕府滅亡時における没官 一「元弘没収地」の位相一」では、鎌倉幕府滅亡時における朝敵所領の没官の在り方を検討し、現地の軍事指揮官による朝敵所領の注進によって把握された没官領は、即座に給付され

て地頭職が設置されたが、それは各地に潜伏していた北条氏勢力に対する軍事的対応と考えられ、一方で当知行地安堵は、建武政権方に参陣した諸勢力を味方として認定し、所領知行を保証したものであったことを明らかにした。また、南北朝期の史料にあらわれる「元弘没収地」の内実は、鎌倉幕府滅亡時における北条氏勢力の所領であり、初期室町幕府体制下においても北条氏勢力が現実的脅威をもっており、制圧すべき対象であったことを指摘した。

第四章「南北朝」の内乱と軍事編成では、足利氏が建武政権から離反し、持明院統を推戴したのも南北朝の分立は確定しておらず、足利氏は両統迭立を基本路線として後醍醐との交渉を行ったものの、建武2年(1335)12月に後醍醐が出奔してはじめて南北朝が分立し、建武5年(1338)8月に持明院統の益仁親王が立太子され、両統迭立が破棄されたことによって、南北朝の枠組みが継続することになったと指摘した。ただし、持明院統を擁立したのも、幕府軍は「宮方」と戦う「武家方」と認識されており、室町幕府が「北朝の軍隊」としての様式を整えるのは、南北朝合一を遂げた足利義満期であったと論じた。

終章「本論文の成果と課題」では、本論文の成果をまとめたうえで、軍事関係文書の研究をさらに発展させるためには、原本や写真画像の熟覧によって筆跡や花押の把握を進めていくことが、何よりも必要になっていると指摘した。

【論文審査の結果の要旨】

本論文の第一の成果は、護良親王令旨の原本や写真画像を可能な限り調査・熟覧し、筆跡や花押の情報を収集・整理したうえで、令旨の奉者に注目し、同一奉者による護良親王令旨がいつどこで発給・受給されたのかを把握することに成功した点である。例えば、四条隆貞を奉者とする護良親王令旨が、すべて畿内の反乱鎮圧のために動員された鎌倉幕府軍のなかで授受されたと考えられることや、某定恒を奉者とする護良親王令旨が赤松陣営から発給され、定恒が戦功認定を行う軍事指揮官の地位にあったことなどを明らかにしたが、これらの指摘は、倒幕を呼びかける護良親王令旨が、特定の場所から全国に向けてばら撒かれたと理解されてきた通説的見解を、根底から覆す画期的な成果であると思われる。

第二の成果は、後醍醐天皇の綸旨や足利氏の御判御教書による軍勢催促状の多くが、すでに味方に参陣している武士たちに発給されていることを明らかにした点であり、軍勢催促状に基づいて武士たちが参陣し、大将（軍奉行・侍所）に着到状を提出するという一般的に想定されるパターンではなく、参陣した武士たちによって着到状が先に大将に提出され、そのうえで大将から公驗となる軍勢催促状が発給されるというパターンが、戦時下では多く見られることを論じた。これも、従来の古文書学の常識を塗り替える成果といえよう。

第三の成果は、「南北朝」内乱の枠組みを自明のものとはせず、南北朝の分立は足利氏が両統迭立の基本路線を放棄した段階で生み出されたものの、南北朝内乱期は「宮方」と「武家方」の戦争と認識されていたことを指摘した点である。足利氏が両統迭立の構想を持ち続けていた点や、持明院統を擁立しても軍勢催促に院宣を前面に押し出していなかったことなど、興味深い事実を発見した。

本論文は、以上に述べたような優れた成果をあげたが、問題点がないわけではない。例えば、持明院統を擁立した足利氏は、「宮方」対「武家方」と認識されるなかで、なぜ積極的に院宣を持ち出すことをしなかったのか、本論文では説明ができないことや、近年研究が盛んになっている室町幕府研究全体のなかで、本研究がどのような位置づけになるのかが論じられていないこと、などである。こうした課題は、本論文の成果を踏まえて、今後真摯に研究に向き合い検討を重ねることで、明らかにされるものと思われる。

以上の理由から、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。